



## 研究助成等募集要項

### 研究助成等募集要項

#### 研究助成事業(2010年度 ご案内)

##### 研究課題

課題A 「低炭素社会の実現に向けたバイオマス資源の高度利用に関する研究」

課題B 「エレクトロニクス複合材料および次世代実装に関わる研究」

課題C 「環境・エネルギー技術を支える有機系を軸とする新素材およびその機能化等に関わる研究」

##### 応募資格

国立私立大学、国立研究機関あるいはそれに準ずる研究機関に所属する研究者

年齢制限 45歳以下とする(原則)

助成金額 1件あたり100万円(原則)

##### 公募期間

2010年9月1日～2010年10月31日

詳細は以下の「研究者実施者募集要項」をご覧ください。

- [研究実施者募集要項\(59 KB\)](#)
- [研究助成金交付交付要項\(52 KB\)](#)
- [研究助成金交付申請書\(42 KB\)](#)

#### 国際交流派遣事業(随時募集)

- [国際研究集会派遣研究者募集要項\(11 KB\)](#)
- [国際研究集会派遣申請書\(31 KB\)](#)

募集要項はPDF形式で公開しています。

PDF形式のファイルをご覧になるには、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)のAdobe(R) Reader(R)が必要です。



ここからAdobe Readerをダウンロードできます。

## 研究実施者募集要綱

財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）は科学技術に関する調査・研究の実施者に所要の研究助成金を交付するものである。

1. 助成対象研究  
別に定める一般研究課題に関する研究を助成対象とする。
2. 応募の資格  
国公立大学、国公立研究機関あるいはそれに準じる研究機関に所属する研究者。
3. 選考の方法  
選考委員会において選定を行う。  
ただし同一テーマまたは同一申請者よりの申請は原則として3年間は採択しない。また現在他機関からの資金援助を受けている場合も原則として採択しない。
4. 申請の手続  
申請の手続は別に定める研究助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に従い申請を行う。
5. 助成金の交付方法  
助成金の交付方法は、交付対象となる研究等が選定されたのちにおいて、その研究等の申請書の内容に応じ、本財団が研究等の実施者と個別に協議してこれを定める。  
交付した助成金については、研究等の目的の成功または不成功にかかわらずその返還を求めない。
6. 研究等成果の帰属  
研究等の実施過程において取得した工業所有権の実施権の許諾およびその条件については、研究等の成果を広く普及活用する観点から進めることとし、工業所有権は原則として援助・助成の場合は実施者に帰属致します。
7. 申請書の提出  
助成金の交付を受ける者は、次の事項を守る旨の申請書の提出を行う。
  - (1) 研究等の実施は、あらかじめ本財団に提出した申請書に従って実施する。
  - (2) 本財団から求められた場合は、一定の様式に従い実施状況の報告を行う。
  - (3) 研究等の実施過程において申請書に変更を生じた場合は、本財団に報告し承認を受ける。
  - (4) 研究が終了した時は、本財団に報告を行う。
  - (5) 申請書に従い研究等を実施しなかった場合、その他交付の趣旨に反した行為を行った場合は、助成金の返還を行う。
8. その他
  - (1) 申請書の提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目 8-4 日本橋さくら通りビル  
ハリマ化成株式会社 東京本社内  
**財団法人 松籟科学技術振興財団** 事務局  
TEL 03-5205-3080 FAX 03-3241-3035  
E-MAIL shorai@harima.co.jp

## 研究助成金交付要綱

財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）が行う調査・研究に対する助成金の交付については、本要綱の定めるところによる。

（助成の対象となる事業の範囲）

- 1 助成金の交付対象となる調査、研究等（以下「研究等」という。）は、本財団寄附行為第4条に掲げる研究等であって、その実施が緊要と認められるものとする。

（選考委員会による研究等の選定）

- 2 選考委員会は、助成金の交付対象となる研究等の選定など、本要綱に定めるものの他、助成金に関する重要事項についても審議する。

（実施者の選定）

- 3 (1) 本財団は、別に定める募集要綱により研究等に当たる者（以下「実施者」という。）を公募する。  
(2) 選考委員会は前項の応募者の中から助成金を交付するにふさわしい実施者を選定する。  
(3) 前項の規定にかかわらず、選考委員会は、応募者がいないとき、またはその他やむを得ない理由があるときは、公募によらないで実施者を選定することができる。

（助成金の交付）

- 4 (1) 本財団は、3に定めるところにより実施者が選定されたときは、当該実施者に対し、助成金を交付する。  
(2) 本財団は、助成金を交付した実施者が、選考委員会に提出した実施計画書に従い、研究等の実施に当たることを確認する措置をとるものとする。

（実施状況の報告および計画の変更）

- 5 (1) 選考委員会は、必要に応じて実施者から研究等の実施状況について、報告を求めるものとする。  
(2) 選考委員会は、実施者が研究等の実施過程において、その実施計画に変更を生じたため、その変更の承認を求められたときは、内容を審査し適当と認められる場合は、承認を行うものとする。

（研究等の認定）

- 6 (1) 選考委員会は、実施者の研究等が完了したときは、当該実施者から報告を求め、研究等の結果について認定するものとする。  
(2) 前項の場合、本財団は、交付した助成金については、研究の目的の成功または不成功にかかわらず、その返還を求めないものとする。ただし、実施者が実施計画に従い研究等を実施しなかった場合、その他助成金の交付の趣旨に反した行為を行った場合は、この限りではない。

（申請書）

- 7 (1) 本財団は、研究等に対する適正な助成を期するため、助成金の交付に際し、実施者から申請書の提出を求めるものとする。  
(2) 申請書の様式は、別に定める。

以 上